

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	NPO 法人大宮地区社会福祉協議会
団体所在地	奈良県奈良市三条大路一丁目 8-23-205
活動の開始年月	1964年11月
法人格	<input checked="" type="radio"/> あり 申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	2021年6月23日 所轄：奈良県
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 <input checked="" type="radio"/> 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 <input checked="" type="radio"/> 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 26. その他 ( )
主な活動対象地域	奈良市立大宮小学校区
現在の活動内容	①未就園児向け：おいでよゆめのくに：屋内広場を未就園児の親子に無料開放 ②小学生向け：おかえりスタディ教室：放課後の居場所づくりと遅い夕食までの空腹感を満たすための軽食提供 ③中学生向け：非課税世帯の中学生対象高校受験個別指導 ④高校生向け：進学・就職を考える学習支援と居場所づくり事業 ⑤高齢者向け：サロン等居場所づくり・健康維持事業 ⑥マルシェ：イベント開催事業 個人会員数 22 人；団体会員 2 団体；専従職員 1 人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	昭和38年の設立以来、奈良市立大宮小学校区の全ての地域住民に対する福祉活動を実施。高齢者の給食サービスやサロンの実施、大宮まつりや餅つきなどを開催。令和になり、厚生労働省の通いの場と呼ばれる通所型サービスB事業を開始。地域の4か所の拠点にて年間146回のサロンの場を提供。住民のフレイル予防に寄与。また、奈良市子ども育成課のひとり親世帯及び生活困窮世帯の学習支援事業や要対協に属する世帯へのこども宅食も受託。奈良市子ども等見守り強化事業として奈良市子ども未来部、福祉部、保護課、子ども支援課などと協力し、子育て世帯とその子供たちの支援にあたっている。またコロナ禍においては年間7,000～8,000食以上のお弁当等の無料配布を実施。
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	コロナ感染防止からの学校休校措置以来、学校に行きにくくなり、引きこもってしまう子どもたちが多数いる。また、子どもたちだけでなく、その家族も地域からのつながりがなくなり、孤立するケースに多数出会う。そういった子どもたちや世帯は、なかなか行政のサービスとは繋がりにくい。繋がったとしてもひとつのサービスだけでは解決できないケースも多く、重層的な支援が求められている。また、子どもたちにおいては18歳を過ぎると行政の支援がなくなり、社会的にも経済的にも困窮してしまうケースが多くみられる。そういった子どもたちや世帯とつながり、寄り添い、身近な支援者として活動したい。身近な困りごとの解決から、子どもたちが立ち直り、家族が再び地域社会に復帰できるようお手伝いをしたい。特に地域柄ひとり親世帯が多いため、その子たちの居場所となるおかえりスタディ教室や、折角入学した高校をリタイヤしないために行っている中高生のための学習支援事業・おしえてスタディ room に力を入れて活動していきたい。

(様式第3号)

令和 5年 11月 15日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名：NPO 法人大宮地区社会福祉協

議会

役 職 名	氏 名	住 所
理事長	今西康乃	[Redacted]
副理事長	中村榮子	
副理事長	矢本亜矢	
事務局長	猪坂博司	
相談役	櫻井寛明	
理事	今本和彦	
理事	貝本敏弥	
理事	榎本博一	
監事	柚木英治	
監事	上田輝行	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

特定非営利活動法人 大宮地区社会福祉協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 大宮地区社会福祉協議会という。

2 この法人の英文名は NPO OOMIYA Social Welfare Council (略称 NOS) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市三条大路一丁目8番23—205号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を奈良県奈良市大宮町4丁目313番の3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、活動地域の住民や団体に対して、地域福祉の向上、地域社会の活性化に関する事業を行い、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑤ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑥ 環境の保全を図る活動
- ⑦ 災害救援活動
- ⑧ 地域安全活動
- ⑨ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪ 子どもの健全育成を図る活動





(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上、10人以内
  - (2) 監事 1人以上、3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。



(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。



- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項



(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。





(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所  
(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。



(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益



(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。



(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項



(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 5 分の 4 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。



## 第 10 章 抛出金品の不返還

(抛出金品の不返還)

第 54 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 11 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	今西 康乃
副理事長	中村 榮子
副理事長	猪坂 博司
理事	櫻井 寛明
理事	矢本 亜矢
理事	今本 和彦
監事	柚木 英治
監事	上田 輝行



3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 3 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |                  |         |             |                |
|------------------|---------|-------------|----------------|
| (1) 正会員入会金       | 5,000円  | 正会員会費       | 3,000円(1年間分)   |
| (2) 運営サポーター会員入会金 | 500円    | 運営サポーター会員会費 | 500円<br>(1年間分) |
| (3) 賛助会員入会金      | 10,000円 | 賛助会員会費      | 10,000円(1年間分)  |





# 令和4年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人大宮地区社会福祉協議会

## 1 事業の成果

コロナ感染は、徐々に収まりつつあるが、コロナにより断たれた地域のつながりは戻ることなく、地域社会から孤立した家族や子どもたちからSOSを受けるも、なかなか専門職の支援に繋がらなかつたり、支援の狭間と言われるように適切な支援がなかつたりと、支援に繋ぐ難しさを痛感させられました。子どもたちや住民の方から相談を受ける機会が多くなり、受ける側のスキルや体制も求められました。相談の本質を見極め、適切な支援にいち早く繋ぐ、聴くという活動から、スタッフやボランティアが格段にスキルアップした一年でした。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(円)
①子育て支援に関する事業	<b>子ども見守り事業</b> ※無料で子どもたちに昼食等を提供。 ・会食型 ・フードパントリー ・デリバリー ※デリバリー活動と訪問見守り支援活動	夏休み 冬休み 春休み	ぶろぼの食堂 など	21	150	5,742,884
		通年 通年	デリバリー デリバリー	8 10	40 300	
	<b>おかえりスタディー教室事業</b> ※放課後、子どもたちの居場所づくりとして、軽食と自習の場所を提供。 ・おかえりスタディー教室(小学生) ・おしえてスタディーroom(高校生)	週5回	リリースケール 三笠公民館 ぶろぼの食堂	30		
<b>学習支援事業</b> ※非課税世帯の中学3年生に、高校入試に向けた学習指導を行う	週1回 水曜日	三笠公民館	8	15	2,060,138	

②高齢者支援に関する事業	給食サービス事業 ※ 配食型 ※ 会食型	毎月1回以上 毎週1回以内	大宮小学校区 三笠公民館 など	10 6	200 50	1,089,400
	サロン開催事業 ※地域住民に対して、フレイル予防を目的として健康講座や体操教室を開催	毎月1回 毎週1回 毎週1回 毎週1回	三笠公民館 ミナーラ 企業会議室 店舗2F	3 2 2 2	30 20 10 15	
	高齢社会地域福祉チャレンジ活動 おすだけ安心おむかえシステム事業・あなたに合わせた、あなたに寄りそみまもり	1回 1回 3回	西方寺 三笠公民館 リリースクール	3 2 2	860	
③防災防犯活動に関する事業	子ども防災教室 ※大宮小学校児童に対し、ビデオを上映し、防災士が実演を交えて、子供向け防災教室を開催	今年度実施できず				0
④人権教育に関する事業	人権学習会 ※障がい者や社会的マイノリティーな人々の考え方を、講演会を通じて学習する会を主宰	年1回	三笠公民館	5	15	10,000
	引きこもり支援事業 ※学校に居場所のない人、社会に適合しにくい人の居場所づくり事業	年間 35回	ぶろぼの食堂	5	10	1,189,664
⑤地域住民の交流に関する事業	地域ボランティア応援事業 ※地域のイベントを企画・運営  ※スタッフ・ボランティア見守り活動 スキルアップ支援	4月 毎月1回  毎月1回	三笠公民館	30 15 20	500	437,000
⑥地域情報の発信に関する事業	地域広報事業 ※大宮地域に活動内容をお知らせ					416,140

⑦その他第3条の目的を達成するために必要な事業	法人として、実施が必要となった事業について、定款第3条及び、第4条に規定する範囲内において単年度又は試験的に限り実施する。	今年度予定なし				

様式例・記載例（法第28条第1項「前事業年度の計算書類（活動計算書）」）

令和4年度 活動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人大宮地区社会福祉協議会

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	63,000	
賛助会員受取会費	0	
		63,000
2. 受取寄附金		
大和証券	300,000	
奈良県善意銀行	100,000	
一般企業	30,000	
		430,000
3. 受取助成金等		
奈良市学習支援事業	2,060,000	
独立行政法人福祉医療機構	6,970,000	
むすびえひとり親世帯体重を減らさない助成金	2,300,000	
奈良市子ども等見守り強化事業	3,500,000	
奈良県共同募金会ひきこもり対策強化事業	1,000,000	
奈良市社会福祉協議会地区社協活動費	80,000	
奈良市社会福祉協議会ボランティア助成金	25,000	
奈良市社会福祉協議会地域福祉助成金	30,000	
奈良市社会福祉協議会見守り助成金	30,000	
奈良市社会福祉協議会給食サービス	543,400	
奈良市社会福祉協議会通所型サービスB	360,000	
奈良市つながりプロジェクト2022	300,000	
奈良っ子はぐくみキャンペーン助成金	480,000	
子ども食堂認証制度助成金	40,000	
子ども食堂つづける助成金	50,000	
ドコモ助成金	700,000	
		18,468,400
4. 事業収益	0	
		0
5. その他収益		
受取利息	38	
雑収益	0	
		38
経常収益計		
		18,961,438

II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費(活動費)			
活動費	9,554,610		
法定福利費			
未払人件費(活動費)			
人件費計		9,554,610	
(2) その他経費			
事務費	122,920		
旅費交通費	389,980		
消耗品費	237,133		
印刷製本費	93,438		
広告宣伝費	821,140		
通信運搬費	504,237		
保険料	128,690		
事業費(業務委託費)	602,800		
備品購入費	495,128		
地代家賃	651,100		
研修費	80,000		
諸会費			
外注食材費	5,052,422		
未払い経費(ドコモ助成金)	288,000		
その他の経費計		9,466,988	
事業費計			19,021,598
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			19,021,598
当期経常増減額			-60,160
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			-60,160
前期繰越正味財産額			1,723,692
次期繰越正味財産額			1,663,532

令和4年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人大宮地区社会福祉協議会

(単位：円)

科目	金額	
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
現金預金	1,663,532	
手元現金		
未収金	0	
流動資産合計		1,663,532
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具		
什器備品		
.....		
有形固定資産計		
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
.....		
無形固定資産計		
(3) 投資その他の資産		
敷金		
○○特定資産		
南都銀行定期預金	0	
投資その他の資産計		
固定資産合計		0
資産合計		1,663,532
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
未払金		
前受民間助成金		
.....		
流動負債合計		
2. 固定負債		
長期借入金		
退職給付引当金		
.....		
固定負債合計		0
負債合計		0
<b>III 正味財産の部</b>		
前期繰越正味財産	1,723,692	
当期正味財産増減額	-60,160	
正味財産合計		1,663,532
負債及び正味財産合計		1,663,532

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

I 資産の部  
1 流動資産

II 負債の部

III 正味財産の部  
1 指定正味財産  
指定正味財産合計  
2 一般正味財産  
一般正味財産合計

様式例・記載例（法第28条第1項「前事業年度の財産目録」）

令和4年度 財産目録

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人大宮地区社会福祉協議会  
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
南都銀行普通預金		0	
りそな銀行普通預金	1,663,535		
未収金			
事業未収金			
流動資産合計		1,663,532	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン			
応接セット			
歴史的資料			
有形固定資産計			
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト			
無形固定資産計			
(3) 投資その他の資産			
敷金			
特定資産			
南都銀行定期預金			
投資その他の資産計			
固定資産合計			
資産合計			1,663,532
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代			
預り金			
源泉所得税預り金			
流動負債合計			
2. 固定負債			
長期借入金			
銀行借入金			
固定負債合計			
負債合計			0
正味財産			1,663,532